

令和5年度第1回  
札幌市障がい者施策推進審議会  
計画検討部会

議 事 録

日 時：2023年6月15日（木）午後3時開会  
場 所：札幌市役所本庁舎 18階 第2常任委員会会議室

## 1. 開 会

○事務局（佐々木事業計画担当係長） 開会に先立ちまして、委員の皆様にご案内いたします。

本日は、オンラインでご出席いただいている方がいらっしゃいます。このため、ご発言の際には、発言者が分かるよう、挙手あるいはご発声によりお知らせいただき、司会を進行する者からお名前を呼ばれた後に発言をしていただきますようお願いいたします。

また、発言者が分かるよう、ご発言の前にご自身のお名前を名のっていただき、発言内容が分かるようにゆっくりお話してください。

発言の中で分からない言葉がございましたら、ご遠慮なくお知らせください。

また、主に知的障がいの方に対する取組でございますが、3色カードをご存じの方もいらっしゃると思います。こちらのとおり、青色が同意します、分かりますという意味でございます。こちらの黄色がもう少しゆっくり分かりやすく話してくださいという意味でございます。最後に、赤色が難しい言葉があり、分かりません、ストップしてくださいという意味でございます。このカードを本部会でも使用いたしますので、部会の進行においてもご配慮いただきますよう、あらかじめよろしくお願いいたします。

なお、本日、議事録作成のため、有限会社札幌速記事務所の方が参加しております。議事録作成のために、録音、録画をさせていただきます旨、あらかじめご了承ください。

事務局からは、以上となります。

○事務局（児玉企画調整担当課長） それでは、ただいまより令和5年度第1回札幌市障がい者施策推進審議会計画検討部会を開催いたします。

このたびは、計画検討部会委員にご就任いただき、また、本日は、お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の部会におきまして、部会長が決まるまでの間、司会を務めさせていただきます札幌市保健福祉局障がい保健福祉部企画調整担当課長の児玉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議時間は2時間程度を予定しておりますけれども、会議の進行状況によっては若干前後することが予想されます。恐れ入りますが、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

それでは、まず、本部会の趣旨等につきましてご説明いたします。

本部会は、本日の議題にもありますとおり、今年度見直しを行いますさっぽろ障がい者プランを見直す作業においてご意見をお伺いするために開催するものでございます。

特に、今回は次期プランのための基礎となる数値や現行プランの振り返り、国の基本計画、それらを踏まえた次期プランの方針について、ご報告をさせていただきます。

部会の構成員は、札幌市の附属機関である札幌市障がい者施策推進審議会、札幌市自立支援協議会、精神保健福祉審議会、福祉のまちづくり推進会議や関係協議会の委員の皆様、障がい当事者や学識経験者などで構成させていただいております。

本部会を事務局につきましては、企画調整担当課が務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

#### ◎委員紹介

○事務局（児玉企画調整担当課長） それでは、本日は初回ということもございますので、委員の皆様にご自己紹介をしていただきたいと思います。

お手元の名簿の順番に、所属とお名前などを簡単にご挨拶をお願いいたします。

○浅香委員 札幌市身体障害者福祉協会の浅香と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○斎藤委員 株式会社シムス代表取締役の斎藤です。

自立支援協議会子ども部会から出ております。よろしくお願いいたします。

○松本委員 就労支援推進部会の松本健一と申します。

ふだんは札幌障がい者就業・生活支援センターたすくでセンター長として業務に当たっております。よろしくお願いいたします。

○原田委員 札幌みんなの会の事務局をやっています。障がいを持っています。原田千代子です。よろしくお願いいたします。

○長江委員 札幌市手をつなぐ育成会で会長をさせていただいております長江と言います。

子どもは、知的障がい者を持つ親の会です。よろしくお願いいたします。

○長田委員 北海道学習障害児・者親の会クローバー事務局長の長田と申します。

発達障がい者支援地域協議会に属しております。よろしくお願いいたします。

○時崎委員 札幌地区重症心身障害児（者）を守る会から来ました時崎由美と申します。

重度の知的障がいと身体障がい重複している子どもや大人の親の会です。

私の息子も17歳で高等部3年生ですけれども、重度の身体障がいと知的障がいがあります。そして、また、胃ろうと吸引、吸入などの医療的ケアも行っていて、札幌市医療的ケア児支援検討会の委員もさせていただいております。

今年度よりこちらの会に初めて参加させてもらうことになりましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

○近藤委員 オンラインから失礼いたします。

北海道医療大学の近藤と申します。

札幌市では自立支援協議会全体会で会長を務めさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○荒川委員 相談支援事業所ノックの荒川と申します。

自立支援協議会相談支援部会から参加させていただいております。よろしくお願いいたします。

○石山委員 札幌市精神障害者回復者クラブ連合会の石山と言います。よろしくお願いいたします。

○増田委員 一般財団法人北海道難病連の増田でございます。よろしくお願いいたします。  
○事務局（児玉企画調整担当課長） 本日、11名の委員の皆様にご出席いただいております。

なお、北海学園大学工学部教授の石橋委員、札幌市精神障害者家族連合会会長の菅原委員からは、所用のため、ご欠席とのご連絡をいただいております。

#### ◎事務局紹介

○事務局（児玉企画調整担当課長） 続きまして、事務局を紹介いたします。

障がい保健福祉部長の成澤でございます。

障がい福祉課長の立野でございます。

自立支援担当課長の渡邊でございます。

その他関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ◎資料の確認

○事務局（児玉企画調整担当課長） 続きまして、お配りしております資料の確認をお願いいたします。

事前にお送りしている資料は、資料1から資料6までとなっております。お手元の次第の裏面に配付資料の一覧を記載しておりますので、併せてご確認ください。

よろしいでしょうか。

#### ◎障がい保健福祉部長挨拶

○事務局（児玉企画調整担当課長） それでは、開会に当たりまして、障がい保健福祉部長の成澤よりご挨拶を申し上げます。

○成澤障がい保健福祉部長 皆さん、改めまして、障がい保健福祉部長の成澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

令和5年度第1回札幌市障がい者施策推進審議会計画検討部会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶をさせていただきます。

先ほど課長からもありましたが、まずは、この計画検討部会の委員就任にご快諾をいただきまして、大変ありがとうございます。

また、日頃から札幌市の障がい者施策推進につきまして、ご理解とご協力を賜りまして、こちらについても感謝申し上げます。

この審議会につきましては、ご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、障害者基本法に基づいて設置をしております。札幌市の障がい者施策を総合的、計画的に進めていくための審議をするもので、先ほど課長からもありましたとおり、今回はさっぽろ障がい者プランの計画期間が今年度で終わるものですから、次年度に向けて、この審議会に検討部会を設けまして、より幅広くご意見を頂戴するために臨時の委員も加えさせていただ

いて、ご意見を聴取していくということで進めさせていただく予定です。

現在のプランの6年間、計画期間中に障害者文化芸術推進法、読書バリアフリー法という法律が二つ施行されております。

皆さんがご存じのとおり、ようやくコロナ禍が明けましたが、感染症、あるいは、最近も地震がありました。災害への対応ということで、我々市民、障がいのある方を取り巻く環境がかなり変わってきているのかなと思っております。6年先を見据えながら、そういったことをこの審議会で考えていくことができたかなと考えています。

これらのことを踏まえまして、委員の皆様におかれましては、日頃から長く障がい福祉に携われて、豊かな経験に培われたご見識をぜひこの会議に提供していただきたいと考えております。

あとは、障がい当事者の原田委員には、自分が困っていることや気になっていることを率直にこの会議の場を出していただければなと思っております。

会議の回数につきましては、この後、合計で4回とタイトですが、ぜひ次の6年をいい計画にしていきたいと思いますと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（児玉企画調整担当課長） 大変恐縮でございますが、成澤は別用務がございませぬので、ここで退室させていただきます。

## 2. 議 事

○事務局（児玉企画調整担当課長） 次に、議題1、部会長・副部会長の互選についてに移りたいと思います。

本日は第1回の部会になりますので、議事進行を務めさせていただきます部会長、そして、副部会長の選出を行いたいと考えています。

選出につきましては、委員の皆様からの立候補またはご推薦がございましたらお願いしたいと思います。

立候補、ご推薦はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（児玉企画調整担当課長） ないようですので、事務局案の提案をさせていただきますよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（児玉企画調整担当課長） それでは、事務局といたしましては、札幌市障がい者施策推進審議会の会長としてもご活動していただいております札幌市身体障害者福祉協会会長の浅香委員を部会長に、副部会長につきましては、自立支援協議会会長を務められております近藤委員をご推薦申し上げたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（児玉企画調整担当課長） ありがとうございます。

浅香委員、いかがでしょうか。

○浅香委員 お引き受けいたしますという答えですけれども、記憶では、これまで何回かこの会議がありまして、いつも座長を務めさせていただいておりますので、別な方へどうですかということを進言させていただいたのですけれども、今回もぜひということですので、務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（児玉企画調整担当課長） 浅香会長、どうぞよろしくお願いいたします。

近藤委員、副会長にご就任していただいておりますのでよろしいでしょうか。

○近藤委員 僭越ながらお引き受けさせていただきたいと思います。

ぜひ皆さんと一緒にいろいろと考えて進めていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（児玉企画調整担当課長） よろしくをお願いいたします。

それでは、ここからの進行は浅香部会長をお願いしたいと思います。

議事に入る前に部会長から一言ご挨拶をいただいた上で、引き続きご進行いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○浅香部会長 ご挨拶は既に申し上げましたので、早速ですけれども、議事進行に入らせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

まず、会議の進め方について確認いたします。

冒頭に事務局からも案内がありましたが、ご発言の際には、発言者、発言内容が分かるよう、なるべくゆっくりお話ししていただきたいと思います。

また、3色カードの使用はもちろんのこと、発言の中で分からない言葉などありましたら、遠慮なくお知らせ、お申しつけください。

それでは、議事2、部会の公開・非公開についてに入りたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（児玉企画調整担当課長） では、部会の公開・非公開についてご説明いたします。

本日の第1回の部会につきましては、一般の方の傍聴は認めておりません。

今後の部会の開催に当たりまして、一般の方の傍聴の可否、議事録の公開の可否等につきまして、ご審議いただきたいと思います。

事務局としましては、他部局の審議会における取扱いなどと同様に、原則、部会を公開ということが望ましいと考えております。

したがいまして、本日の部会につきましては、議事録を公開し、次回以降は一般の方の傍聴を認めた上で議事録も公開するというふうにしたいと考えております。

なお、一般の方の傍聴につきましては、会場の広さなどの都合もありますが、支援者の方も含め10名程度の方を事前申込み制で認めることにしたいと考えております。

部会の開催案内につきましては、札幌市役所ホームページにおいて公表することを考えています。

私からの説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○浅香部会長 それでは、ただいまの事務局説明につきまして、各委員からご質問などがありましたら、挙手またはご発言等でお知らせください。

（「なし」と発言する者あり）

○浅香部会長 よろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○浅香部会長 それでは、部会の公開・非公開については、事務局の提案のとおりといたします。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

議題1の報告事項1、障害者手帳所持者数等の状況についてです。

資料2に基づいて、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（児玉企画調整担当課長） それでは、障害者手帳所持者数等の状況についてということで、資料2をご覧ください。

1枚おめくりいただきまして、1ページ目、札幌市の障がいのある人の推移でございます。

札幌市発行の障害者手帳は3種類ございますけれども、2022年度末時点での合計は約13万5,000人となっています。

下の表1のとおり、2019年度の約13万2,000人から、現在までに約3,000人が増加しております。身体障がい者はやや減少している傾向ですけれども、知的障がい者、精神障がい者は年々増加しております。

続きまして、障がい別の状況でございます。

身体障害者手帳でございますが、2ページ目の表2のとおり、肢体不自由が最も多くなっています。

また、表3のとおり、年齢別では、65歳以上の方が全体の約7割を占めていることが分かるかと思えます。

続きまして、3ページ目の療育手帳でございます。

表4のとおり、A、B、B-、どちらも年々増えてはいますが、特にB-（軽度）の方が増加しています。

表5のとおり、年齢別では、18歳以上の方が年々増加しております。

次に、4ページ目、精神障害者保健福祉手帳でございます。

身体、知的、精神、3障がいの手帳所持者のうち、この4年間で最も増加してきているのが精神障がいでございます。

表6のとおり、2019年度から比較しますと、約3,000人以上が増加していることが分かるかと思えます。

最後に、5ページ目の札幌市の難病患者数でございます。

障害者総合支援法では、制度の谷間のない支援を行うために、障がいのある人の中に新たに難病患者が加わっております。2023年4月1日現在で、366の疾病が障がい福

祉サービスの対象となっております、2023年4月1日現在で、338疾病が医療費助成の対象となっております。

こちらの受給者証所持者数は、やや増加している傾向でございます。

資料2の説明につきましては、以上でございます。

○浅香部会長 それでは、ただいまの事務局説明につきまして、ご質問、ご意見等があればお願いしたいと思います。

○原田委員 5ページの疾病という意味がよく分からないので、説明をお願いします。

○事務局（児玉企画調整担当課長） 簡単に言うと、病気と同じ意味です。366種類の病気という意味です。

○浅香部会長 難病連の増田委員、今の課長の説明でよかったですか。

○増田委員 私からは何もありません。

ご意見は後ほど述べますので、よろしくをお願いします。

○浅香部会長 そのほか、いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○浅香部会長 なければ、次の議題に移りたいと思います。

議題2の報告事項2の成果目標・活動指標の実績についてです。

資料3-1、資料3-2に基づいて、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（児玉企画調整担当課長） 続きまして、現行プランにおける成果目標・活動指標の実績についてご説明いたします。

まず、資料3-1をご覧くださいと思います。

おめくりいただきまして、1ページ目、成果目標1、入所施設の入所者の地域生活への移行でございます。

まず、施設入所者の地域生活への移行者数でございます。

現行プランの目標では、2020年3月31日の施設入所者2,009人のうち2023年度末において60人、3%の人が地域生活に移るということを目指しています。

下の図の2021年の数字をご覧くださいますと、地域生活への移行者数は、期累計で36人となっております、入所者数比で1.8%となっております。現行の計画においては、3%に向けて、おおむね計画どおりに削減されていると考えております。

次に、2ページ目、施設入所者数の減少でございます。

2023年度末の施設入所者数が2,009人から110人減少することを目指しております。

下の図の2022年の数値をご覧くださいますと、今現在、施設入所者数が1,920人で89人減りました。入所者数比で4.4%となっております、おおむね計画どおりというふうに考えております。

続きまして、3ページ目、成果目標2、地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実でございます。



こちらについては、2023年度末までに1か所以上の支援拠点を確保し、その機能の充実のため、年1回以上、検証、検討することを目指すということでございますが、2020年度中にこちらは達成、確保済みというふうになっております。

続きまして、4ページ目、成果目標3、福祉施設から一般就労への移行でございます。

福祉施設利用者の一般就労への移行者についてですが、2023年度において、福祉施設の利用者のうち、一般就労への移行者数を2019年度の実績621人の1.11倍以上とすることを目指しています。

2021年現在では、614人、0.99倍と1倍を下回っている状況でございますので、引き続き、目標の達成に向けて努める必要があると考えております。

続きまして、5ページ目、就労移行支援事業の利用者の一般就労への移行者でございます。

2023年度において、就労移行支援の利用者のうち、一般就労への移行者数を1.01倍、430人以上にするということを目指しております。

こちらについても、2021年現在で約0.92倍と1倍を切っておりますので、引き続き、目標の達成に向けて努める必要があると考えております。

次に、6ページ目、就労継続支援A型利用者の一般就労への移行でございます。

2023年度において、就労継続支援A型の利用者のうち、一般就労への移行者数を1.15倍以上にすることを目指しております。

こちらについては、2021年現在で105.7%、1.06倍ということで、目標の達成に向けて順調に推移しているのではないかと考えています。

続きまして、7ページ目、就労継続支援B型利用者の一般就労への移行者でございます。

2023年度において、就労継続支援B型の利用者のうち、一般就労への移行者数を2019年度の実績の1.36倍以上とすることを目指しておりますが、2021年では120.9%、1.21倍ということで、こちらは目標の達成に向けて順調に増加していると考えています。

続いて、8ページ目、就労定着支援事業による利用者数でございます。

こちらは、2023年度における就労移行支援事業者を通じて一般就労に移行する方のうち、7割の方が就労定着支援事業を利用するというところでございますが、こちらについては、2021年で45.5%となっております。引き続き、目標達成に向けて努める必要があると考えています。

9ページ目、成果目標4、医療的ケアを必要とする障がいのある子どもへの支援でございます。

医療的ケアを必要とする障がいのある子ども等に関するコーディネート機能の構築でございますが、こちらにつきましては、現在、サポート医師を配置するなど、様々なところで構築中でありまして、より充実した機能となるよう取組を推進しているところでございます。

次に、成果目標5、障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組の推進でございます。

2023年度末までに本市における障がい福祉サービスの質の向上を図るための取組でございまして、実施体制を確保していくほか、事業者支援の取組を推進しているところでございます。

具体的には、障がい福祉サービスに係る市職員向けの研修や、福祉事業所への就職を促すために専門学校 학생に向けて魅力発信事業といった事業を行っております。現在、質の向上に向けた取組を各種推進しているところでございます。

続きまして、最後になりますが、11ページ、成果目標6、障がいのある人に対する理解促進でございます。

「障がいのある人にとって地域で暮らしやすいまちであると思う障がいのある人の割合」が60%となることを目指しております。また、「障がいのある子どもにとって地域で暮らしやすいまちであると思う保護者の割合」についても、60%になることを目指しておりますが、12ページにございますように、現在、それぞれ47.1%と31.2%と、どちらも目標値まで達しておりませんので、今後、ハード面でのバリアフリーはもとより、心のバリアフリーなどの周知を行うことによって、数値を高めていきたいと考えております。

資料3-2につきましては、各種、細かいサービスの見込量と実績でございますので、後ほど、お時間のあるときに目を通していただければというふうに思っております。

資料3-1、資料3-2の説明は、以上でございます。

○浅香部会長 それでは、ただいまの事務局説明につきまして、ご質問、ご意見等があればお願いしたいと思います。

○松本委員 今、説明をいただきました資料の10ページ目です。

私は、この会に参加を求められたときに、数値を予算に向けてどういうふうに確保するのかということが中心の議題になるのだろうなと思ったので、数、予算ももちろん大事ですけれども、この質という部分がとても大事だろうと意見していけたらいいなと考えておりました。

まず、ここに書かれている障がい福祉サービス等の質の向上を図るための実施体制、事業所支援の取組の推進ということで、今、ご説明がありました、市の職員向けの研修であったり、学生に福祉の魅力を分かってもらって人材がということは、あまり質にはつながっていないのではないかなと個人的には思ったのです。この質というものを数値で表現するのはとても難しいことだと思いますし、以前の計画なので、今さらという話になるかもしれませんが、今、説明のあった市の職員向けの研修や学生への福祉の魅力の発信と質というのはどういうふうに因果関係を考えたらいいのかな、少しご説明いただければと思いました。

○事務局（児玉企画調整担当課長） まず、市職員向けの研修でございますけれども、や

やはり障がい当事者の方が相談に来られるところは区役所の窓口というふうに考えておりますので、区役所の職員、特に区役所の新任の職員に対して、札幌市内でどのようなサービスが行われているかということについて、研修で周知しているところでございます。

また、専門学校生など学生を対象とした魅力発信事業でございますけれども、やはり障がいなり福祉事業所に就職したいという母数を増やすこと、つまり、より多くの学生が希望することによって、それにつれて質の高い職員も増えていくのではないかというふうに考えています。

○事務局（渡邊自立支援担当課長） 自立支援担当課長の渡邊です。

サービスの質の向上について、事業所に向けた研修もやっております、そこでは職場環境の改善という意味で、障がいの事業所で働く方の職場定着であったり、働きやすさも図っているところです。

人材不足も言われていますので、その職員が職場に定着する中できちんとした支援を行えるというような目的を持って、これまでは職員向け、職場向けであったり、あとは、今、児玉が申し上げたように、学生の方にも意欲を持って障がい福祉の現場で働いてもらえるようにということで、事業を実施しております。

○浅香部会長 そのほかにいかがでしょうか。

○長田委員 利用者側の立場ですので、私のところに入ってきたいろいろな声をお届けしたいと思います。

一般就労をしてから定着支援を受けるまで半年間が空くということに関して、親御さんもお本人もとても不安があるという声を聞きます。

それで、目標の達成に向けて努めるということの達成よりも、その定着支援の中身といえますか、せっかく一般就労したので、安心して働けるという環境をどういうふうにしていただけるのか、それから、支援をどういうふうにご利用していけるのかなというところをご本人も家族も知らない場合が多いと耳にしますので、そういうところを丁寧に周知できるように持っていき方をしていただければと思います。よろしくお願いします。

○事務局（児玉企画調整担当課長） 今のご意見を次のプランの成果目標で具体化できるように考えたいと思います。

○浅香部会長 そのほかにいかがでしょうか。

オンラインでご出席の皆さん、いかがでしょうか。

○近藤副会長 2点ほど、ご確認させていただきたいと思います。

先ほどサービスの質のお話をいただいていたかと思うのですが、そもそも市でイメージをしている質というのが具体的にどのようなものなのか、もしありましたら確認したいというのが1点です。

もう一つが、成果目標6の障がいのある人に対する理解の促進に関連して、なかなか達成しないということですが、例えば、この中でご家族やご本人が、なぜ暮らしやすいまちであるというふうに捉えていないのかという課題はどのような状況になっているの

かを分かる範囲でご確認させていただきたいなと思います。

○浅香部会長 事務局のお答えの前に、私から関連してお聞きます。

成果目標6の理解促進のパーセンテージを60%にするということですが、これは施策によって前提があると思うのですけれども、どうして60%なのか。本来であれば、これは基礎の基礎になる数字だと思うものですから、できる、できないは別としても100%と持っていくのが筋ではないかなというふうに思っています。少しでも近づけていく方向で、たとえ上の当初のご意見が2020年度で46%で、次回に55%になって、その次に65%になったでも構わないので、やはり行政なり市民が努力して積み上がっていったものですよということで、あくまで前提として100%を目指していますというぐらい上げたほうがすっきりするのかなと私は感じています。

先ほどの近藤副部会長の意見と併せてお願いします。

○事務局（児玉企画調整担当課長） まず、成果目標6のなぜ皆さんが暮らしやすいまちだというふうに感じていないのかですが、ハード面でのバリアフリーがなかなか進んでいないということと、特に冬の雪の関係があるので、移動の際に困難を感じる方が多いのかなというところが大きな原因ではないかと私は考えています。

それと、ハード以外の心のバリアフリーについても、各種アンケートでは、まだ言葉も聞いたことがないという方も中にはいらっしゃいますので、そういったことの普及啓発も遅れているのではないかなと我々は考えています。

そして、続いて、最初の質問の質の確保の点ですけれども、近藤副部会長、もう一度お願いできますでしょうか。

○近藤副部会長 質というのが少し抽象的ですから、札幌市としてどのようなものを具体的に質と捉えているのかがあれば、可能な範囲でお知らせいただければなというお話でした。

○事務局（渡邊自立支援担当課長） どういったサービスが質がいいということかでございます。

その方の状況をアセスメントのできる事業所や相談支援事業所の職員がきちんとアセスメントする、そのアセスメントに基づいて支援計画を立てる、その支援計画に沿ったサービスをきちんと提供できる、あとは、その計画に沿って支援が適切にされたかどうかということを確認した上で次の支援につなげていく、そういった支援の見通しを確認したサイクルに沿ってきちんと支援していくということが質の高いサービスになるかと思っています。

ですので、事業所に対して、今申し上げたようなアセスメントやサービスの提供に関する研修といった観点での指導をしていければと思っております。

○浅香部会長 原田委員、今の説明で分からなかったことはありませんか。

○原田委員 自分が経験したことをお話しします。

障がい者が住みやすい地域生活のことですけれども、私は、今、一人暮らしをしていま

すが、そのアパート探しがすごく大変でした。なぜかほとんどの大家さんに断られまして、なぜだろうかなと思ったりしていました。

今、住んでいるところは、住んでいいよということだったのですけれども、最初の頃は、障がいのことをよく知ってくれている不動産屋さんに十何件と探してもらっても全部断られました。なぜなのか、やはり知的障がいを持っているから、アパートを貸したはいいけれども、何か事故があったときにどう対応していいのか分からないのだと思いました。

私は、今、福祉サービスを使ってヘルパーさんを使っています。調理するにもガスを使うので、それは必ず火は気をつけています。それでも、貸したくない理由はやはり理解してもらっていないからで、入所施設などに入れればいいではないと思うのですよね。やはり、アパートを探しても、なかなか住めない仲間たちもいます。探しても断られるのはどうしてなのかなと。自分もそういう経験してきたので、どこまで障がいを持っている人のことを理解してもらえるのかは、話をするとか、発信していかないとなかなか伝わらないと私は思っています。

当事者の人は、専門家や区役所の人に来て、最初に会ったときには一切話をしません。何回も顔合わせしないと当事者は話をしません。ただアンケートを取って、その数字を言われても、私は何の意味なのかが分からないし、それを同じ仲間たちに伝えるときもどういうふうに話をしているのかが分からないときもあります。分かる人は分かる、分からない人もいる、知的障がいや重度障がいを持っている人に話をしても分からないと決めつけて、意思決定をしているのに、分かろうともしない。そういうアンケートでも、当事者向けなのか、親向けなのか、分からない。それをどういうふうに答えたらいいのかも分からない。結局、内容が分からないと答えることもできないし、そういう話もできない人もいるし、支援者がいる人は支援者に手伝ってもらえるけれども、家族と一緒に住んでいる人もいると思うのですよね。そうすると、どういうふうに説明したらいいのか親も分からないし、その当事者も紙1枚が来て答えてくださいと言われても答えられないし、どういうふうに答えていいのか分からないこともいっぱいあり過ぎて、難しい漢字に振り仮名を振っていても何の意味かが分からないのです。

私は、知的障がいがあるから振り仮名を振ってほしいのですが、特に前もって資料を見ても横文字や英語で書いてあると分かりません。例えば、資料5-1を見たのですがけれども、東京オリンピック・パラリンピックのレガシーという言葉の意味が分かりません。それから、もう一つ下に視点と書いているところの英語も分からない、何の意味なのか、ほとんど分かりません。分からないと、私も、ほかの仲間たちに説明するのもすごく難しいし、聞かれてもどういうふうに答えていいのか分からないことがあって、横文字を使うときや英語が書いてあるときは、下でもいいのですけれども、括弧づけで必ず説明を書いてもらいたいなと思いました。

○浅香部会長 貴重な当事者の意見だと思いますので、まとめてこれからの施策の中身に反映していただければと思います。

障害者差別解消法や、障がい者コミュニケーション条例など、いろいろな施策、条例、法的整備はなされてはいるものの、市民、道民、国民にさっぱり周知されないものですから、何年たっても同じ事柄が繰り返されているというような状況で、私も国にいろいろ提言をさせていただいているのです。基本的には、一番お金のかからない取組方法の一つかなというふうに思っていますので、これからこの部会の中でまた協議させていただきたいと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○浅香部会長 それでは、次の議題に移りたいと思います。

議題3の報告事項3、令和4年度障がい児者実態等調査結果について、資料4-1、資料4-2に基づいて、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(児玉企画調整担当課長) では、資料4-1をご覧ください。

こちらは、昨年11月から12月に実施いたしました調査の概要でございます。

おめくりいただきまして、1ページ目でございます。

こちらは、調査対象者と抽出数と各調査方法について記載しておりますので、ご確認いただければと思います。

続きまして、2枚目、表面でございます。

令和4年度札幌市障がい福祉施策に係る障がい児者実態調査についてでございます。

結果のまとめでございますが、我々の所管といたしましては、コロナ禍において、より影響を受けやすい障がいがある皆様にとって、市民の障がい者への理解が若干低下した一方、そうした困難な状況下においても障がい福祉サービス事業者の懸命な尽力によりまして、満足度はおおむね向上したというふうに考えているところでございます。

1の障がい者調査でございますけれども、障がい福祉サービスの量、内容、質については、満足が3年前の調査と比較して、それぞれ上昇しております。

一方で、理解が深まっているかというところでは、3年前と比べて残念ながら低下している状況でございます。

ヘルプマークの認知度については、上昇しております。

次の障がい福祉サービスの情報入手手段は、スマホが3年前と比べて上昇しております。

情報入手手段として一番多いのは広報誌でございますが、次が新聞、テレビなどのニュースで、次が施設職員となっております、それに次いで4番目の多さになっています。今後、デジタルやDXを活用した広報が必要になってくるのかなと考えているところでございます。

次に、2の障がい児調査でございます。

こちらは、サービスの量、内容については、先ほどの障がい者調査と逆に低下というふうになっております。

一方、対応としては満足という方が3年前と比べてやや上昇している状況でございます。

また、障がい者への理解が深まっているかという質問に対しては、残念ですが、3年前と比較して低下している状況でございます。

ただ、ヘルプマークの認知度については上昇しております。

また、こちらについても、障がい福祉サービスの情報入手手段のスマホについては、51.3%と一番多い数字になっておりまして、2位がかかりつけ医、3位が福祉職員という結果になっております。

裏面の市民意識調査の結果でございます。

市民の方の意識ですけれども、障がい者に積極的に声をかけて手伝おうと考えている方が、3年前と比較いたしまして大きく上昇しております。

また、今後、手助けをしたいという方も増えております。

障害者差別解消法の認知度につきましては、若干でございますが、上昇しております。

ヘルプマークの認知度も大きく上昇しているところでございます。

心のバリアフリーの認知度につきましては、45.3%と過半数までは行っていない状況でございます。

また、障がい者にとって暮らしやすいまちであると考えての方は、数字を若干修正しておりますが、3年前27.3%が現在30.6%とやや上昇しております。

次に、企業意識調査でございます。

合理的配慮について、今、障害者差別解消法の中で法的義務化になったということを知っている企業が22.9%にとどまっております。法的義務化に向けて何らかの取組を行っている企業は21.6%となっております。こういったところの取組がなかなか進んでいないのかなと考えております。

最後に、事業所調査でございます。

福祉支援事業所の皆様にアンケートをしたところ、令和3年度は赤字であるといった事業所が3年前と比べて非常に増えております。

次の目標とする職員数は充足していないが、業務をこなせる人数は確保しているというところが35.3%の企業でございまして、不足しているといったところが15.3%いらっしゃいました。

採用が困難な原因として、一番の理由がやはり賃金が低いということございまして、こちらは58.3%と上昇しております。

また、今、トピックになっておりますヤングケアラーでございますが、やはり事業所の方が発見することが多いと考えております。そのため、ヤングケアラーについての認知度は、約9割近い事業所の皆様にご存じであり、発見したことがあるという事業所も1割以上でございます。

また、今回の新型コロナウイルス感染症の影響があると答えていただいた事業所が87%でございました。

私からの説明は、以上でございます。

○浅香部会長 ただいまの事務局説明につきまして、ご質問、ご意見等があればお願いしたいと思います。

○増田委員 今の説明に対して意見を言わせていただきます。

障がい者の調査、そして、障がい児の調査並びに企業の意識調査から、障がい児、障がい者への理解が前回よりは低下していること、企業における合理的配慮の取組が進んでいないという現状があるということ、様々な要因が考えられますが、私どもはちょっと残念に思いました。

難病に関して付け加えさせていただきますと、昨年、全国の難病患者と医師を対象にした難病における意識調査が行われました。その中で難病に対する理解の現状について聞いたところ、患者、医師、いずれも難病の理解の向上の啓発活動が不足している、そして、企業に対しては、難病に対する企業の理解が十分ではなく、難病患者の就労に困難があると多数が回答していたと思います。

社会の理解が進まないということで、意欲があっても社会参加しづらい障がい者、難病患者が多くいます。

私ども北海道難病連、患者団体は、ピアサポート活動を通じて、患者と社会の架け橋になる活動を長年続けております。私ども経験を持つ当事者だからこそできるピアサポーターが、まだまだ不足しているのではないかというふうに思っております。

ぜひとも、札幌市には、ピアサポーターの養成、活用を重視して、このプランに盛り込んでいただきたいと思います。

○事務局（児玉企画調整担当課長） 難病をお持ちの方の社会参加に関しては、やはり大きな課題だと考えておりますので、ご意見いただいたピアサポーターのお話についても検討させていただきたいと思います。

○増田委員 ぜひとも、その辺のところもお含みください。よろしく願いいたします。

○浅香部会長 そのほかにいかがでしょうか。

私からお聞きします。

この調査の中で4,000件ほどの回収があったわけですが、個別避難計画を希望する障がい者が44%、児が42%、ざっと千七、八百人が希望するという回答だったので初めて見てびっくりしたところだったので。

これは、単純に丸つけで希望する、しないで回答するものでしたか。

○事務局（児玉企画調整担当課長） 冊子の82ページの問い31をご覧くださいませでしょうか。

選択肢が四つございます。

○浅香部会長 分かりました。

この数字を初めて見たものだからびっくりしたのです。以前、災害等ではないですが、白石区で知的障がいの方が他市から引っ越しをしてきて、相談する体制がなかったということで亡くなった姉妹の方がおられたときに、ほかの障がい者の方に相談体制が何



か必要ですかと聞いたらほとんどない状況だったのですが、皆さん、やはり災害については、不安に思っている方が多いのだなと思って、さっぼろ障がい者プランの中でも重い項目の一つに入れたほうがいいかなと思っておりました。

どの障がいとは関係ないのではないというのではなくて、時崎委員のところは重症の心身障がいのケア児の方々の団体ですけれども、もし地震や風水害が起きたときに助ける体制づくりというのが何かあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○時崎委員 重心の親の会でも災害の場合の避難行動、避難計画については、みんなすごく興味があって、いつもテーマに挙がるのです。

重心の子どもたちは福祉避難所というところに避難することになると思うのですが、以前はその福祉避難所というのが公開されてなくて、まず、地域の避難所に行って、そこで福祉避難所を教えてもらってから行かなければいけないというふうになっていたのですけれども、重心の親の会からも事前に福祉避難所を教えていただきたいという要望を上げましたら、札幌市で公開してくれるようになったらしく、それだと事前に自分はここ行けばいいのかなというのが分かるようになりました。

最初は、福祉避難所を公開してしまうと、そこに殺到してしまうのではないかという懸念があったらしく、公開していなかったのです。でも、それでは遅いということで要望したら、事前に教えてもらえるところも出てきたので、大変助かっているという状況なのです。

それで、お聞きしたかったのが、結局、私どもも個人一人一人の避難計画を立てていないと思うのですけれども、これで希望するにしたら何か立ててもらえるものなのですか。

○事務局（児玉企画調整担当課長） 今、町内会を通して名簿を提供させていただいて、その同意があった方に対して個別避難計画をつくっております。

○時崎委員 そうしたら、私は町内会に入っているのですけれども、今のところそういうことを聞かれていないのと、町内会に入っていない人は聞かれないようなシステムになっているのでしょうか。

○事務局（児玉企画調整担当課長） 現在、我々行政には障がいを持つ方のリストがありまして、町内会の求めに応じて、それを提供することになっています。そして、町内会では、それぞれ障がいのある方に個別の計画を希望しますかということで希望を募って、希望者の方の計画を作成するのですが、市では町内会が計画作成等を行うための支援を行っております。

○時崎委員 初めて知りました。どうもありがとうございます。周知していきたいと思えます。

○浅香部会長 ほかにございませんか。

○長田委員 それに関連してですが、今初めて知ったということもありますし、ほかの障がい者というか、結局、私たち知的障がいと発達障がいのような、ああいう場面で集団で暮らしていくことがなかなか難しい人たちに対して、今までどういう計画があったのでし

ようか。私たちは知らなかったです。

○事務局（児玉企画調整担当課長） 現状、手帳をお持ちの方に対して町内会経由の制度があったのですけれども、個別につくってほしいということに対して何か計画をとっているのではありませんでした。

○長田委員 3. 1 1のときに、特別支援学校などを開放してもらえないだろうかというのがとても疑問に思ったのですよね。

ですから、そういうところであれば、この個別に対応もあるし、親も一緒に対応できるのではないかなと思ったのですが、そういう計画というか、声というのは札幌市の場合はないのでしょうか。

○事務局（児玉企画調整担当課長） 個別避難計画の内容ですけれども、近くの避難所はどこにあるか、そこにどうやって行くのかということをお話ししながらつくっていくものでして、特別にどこかを用意するというものではありません。

例えば、どこか近くのところに個別に避難できないかどうかという意見については、我々のほうでは集約していなかったものですから、今後、もし希望が出てくれば何らかの対応が必要かもしれません。

○浅香部会長 ほかにございませんか。

○長江委員 個別避難計画自体がどのような計画なのか、例えば、親がいる場合、親がいない場合、移動に対しての計画なのか、災害が起きて避難所に行く、行かないということなのか、教えていただきたいです。

それと、町内会に登録してという話ですけれども、小さいときからいるところは周りも知っているのですが、先ほど原田委員が言ったように、私どもも賃貸で借りるときに本人が特別支援学校と書こうとしたら、それは書かないでください、普通に高校生と書いて大丈夫ですと言われて、そういうものなのだということを知ったのです。

やはり、先ほど言ったように、障がいへの理解ということが一番だと思うのです。何をやるよりも障がいを知っていただく、原田委員がおっしゃった暮らしやすいというのは、こういう子がいるのだよと、この子たちは安全なのだよということを知っていただくということなのです。確かに、暴れる子もいます。でも、暴れるには暴れる理由があるのです。いつも暴れるわけではないですということを、周りの町内会であったり、いろいろなところに知っていただく、根本的なことを広げていかないと、ただ避難計画を立てたからといって、知的障がい者や精神障がい者がそのように動くかと言われてたら、それは何とも言えないのです。

○浅香部会長 ほかにございませんか。

○長田委員 町内会にそういう人がいるということをなかなか言い出せない、その根本はやはり差別です。あそこの家はこうだよというようなことが広がっていけば、暮らしやすさはなくなっていく、それに、本人もやはり知られたくないという方もいるのですよね。そこで、では、権利擁護としてどういうふうにするのか、今、町内会と言われてびっくり

したのですけれども、それは考え見直していただきたいと思います。

○事務局（児玉企画調整担当課長） 確かに、我々もそういうところはすごく課題だと考えていまして、偏見や間違った考えについては、心のバリアフリーということで、我々の出前講座や研修という活動に力を入れておりまして、今、計画しているのは、町内会や地域の団体に我々が出向いて、そういう心のバリアフリー、理解を深める活動を積極的にしていこうと考えています。

○浅香部会長 ほかにございませんか。

○長江委員 多分、バリアフリーの勉強会というのは、町内会や成人の方向けという形だと思いのすけれども、私は、小学校の段階で行うのが一番取り入れやすいと思っています。

それで、通常の小学校であれば、4年生ぐらいに障がい者体験というのを社協から借りてやっていたりするのですけれども、その車椅子体験や目の見えない方などの体験も大事だと思いのすのですが、目に見えて普通と思われる知的障がいや精神障がいは、やはりそこを理解してもらふ勉強会を小学校向けに進んでいってほしいなと私は考えております。

心のバリアフリーはすごくいい部分で、大人だったり、企業だったり、いろいろなところであると思いのすけれども、私は、雑念のない小学校3年生、4年生ぐらいで理解してもらふと。それは、知的障がいだけではなく、いろいろな障がいや難病があるのだよという勉強をもう少しやっていただきたいなと思います。

○事務局（児玉企画調整担当課長） 小学校からバリアフリーの研修、出前講座をしてほしいということで、実際に行くこともあるのですけれども、小学校のお子さんもすごく勉強していて、すごく熱心で、我々も来てよかったな、お話ししてよかったなと思ふことがすごくあります。

今後も、引き続き、小学校や小さいお子様相手にバリアフリーについて、研修や授業を行っていきなと思ふます。

○浅香部会長 そのほか、いかがでしょうか。

○荒川委員 相談支援事業所ですから、差別のところを少しお話ししておいたほうがいいかなと思ふております。

先ほどあつた障がい理解というところでは、今、札幌市内委託相談事業所、基幹を入れて19か所あつて、そのうち10区、1か所ずつ、全部で10事業所に地域支援員という地域と連携する相談員が配置されております。例えば、民生委員の研修や町内会の研修で障がい理解の勉強会をしたり、相談事業所とはどういふことをしてくれるところですかというよな講師をやっているところす。

もちろん、行政がそういう講演活動をしてくださつても構わないですし、すごく効果的だと思ふますが、できれば割と身近な存在というところで相談員がもっと活躍できるようにしていなと思ふているところす。

一応、そういう活動もしているということを親の会の方にも分かつていただきたくて、

今、発言しました。

○浅香部会長 そのほか、いかがでしょうか。

○事務局（立野障がい福祉課長） 障がい福祉課長の立野です。

先ほどの個別避難計画の関係で、少しだけ補足させていただければと思います。

今、札幌市でこの計画について課題だと認識していきまして、保健福祉局では、ほかの部局とも連携しながらモデル事業を始めようという話になっています。そういう中で、皆さんからいただいたご意見も踏まえながら、今後どういった形でやっていけるのかを検討していきたいと考えています。

今後、ご協議いただく部分もあるかもしれませんので、ぜひよろしくをお願いします。

○浅香部会長 ほかにございませんか。

○斎藤委員 子ども部会の立場から発言したいと思います。

最近、児童デイサービスの職員の方々から、小学校、中学校で、明らかな障がいを持った子どもに対するいじめのようなものがとても増えているというお話を聞いています。

このアンケートの210ページの障がい児調査、問い50というところがありまして、差別経験の内容については、じろじろ見られたが47.5%で最も高く、次いで、嫌なことを言われたが46.3%とあるのですよね。

小学校や中学校で支援級の子どものターゲットにした、みんなで嫌な言葉を言うということが実際はかなり増えているように私は実感しています。これは数字を取ったわけではないのですが、そういうふうに発言している児童デイサービスの職員が最近とても増えてきています。

これは何なのだろうと思うのですが、やはり子どもだから許されるということではなくて、やはり人権教育というか、差別を許さない教育が弱いのではないかと、学校現場の中で教職員の方々はその部分がすごく弱いのではないかなと思います。

それで、保護者の方は、自分が学校に乗り込んでいって、子ども同士を何とかすることはできませんので、どうしても学校の先生に仲介をお願いして、相手の親に言ってくださいということをせざるを得ないという立場ですから、その中で先生が協力的でなければ、もうどうすることもできないという話を、最近、結構聞いております。

数字上はそれほど差別がないようになってはいますが、実際は増えているので、その辺の人権教育というのがとても大事なかなと思っています。

○浅香部会長 貴重なご意見として承っておきます。

そのほか、いかがでしょうか。

○原田委員 今、いじめというか、差別的なことがあったと斎藤委員が言っていたのですが、私も昔、小学校、中学校のときは、本当に仲間外れにされたり、すごく冷たい目で見られる、無視される、こっちが挨拶しても無視される、なぜなのかなと思ったこともあります。

自分がいじめられていることを誰にも言えなかった、先生に言っても、先生は、ただ、

気にするんじゃないと言うだけで、自分はずらいし、嫌な思いをしていると訴えているのに、先生方は、ただ、気にするんじゃないと言うだけです。こっちは気になっていっぱいいっぱいになっているのに、何も聞いてくれないのです。

また、親にも言えませんでした。私の親は亡くなってもういないのですけれども、特に母親が小学校のときに学校に来て、授業の後で父母懇談会に参加しました。一クラスだったので、同じクラスの生徒のお母さんたちが集まって、担任の先生が1人だったので、話をするのですけれども、母親が話をすると、その同じクラスの親に笑われたと母親は悔し涙を流して帰ってきました。それで、なぜなのかなと、母親は言語障がいがあつて、相手にうまく伝えられなくて、すごく悔しい思いをして帰ってきて、その後に私はクラスから仲間外れにされてきました。

そして、中学校のときはもっとひどかったです。無視される、ばい菌呼ばわりされる、ちゃんとお風呂に入っているのにばい菌呼ばわりされて、よっぽど学校の屋上から飛び降りたいと自殺も考えたことがあります。自殺したら楽は楽かもしれない、でも、残された親はすごく悔しい思いをするなど思ったのです。

いつもニュースでいじめを苦にして自殺していった子どもたちを見ると、自分もそう考えたことがあるので、気持ちは分かるのですけれども、でも、私は、そこで負け犬にはなりたくない、障がいがあるからって、それをいじめの対象にするのはおかしいなど思ったし、これが小さいときから、小学校に上がったときから、障がいを持っている人を交えた教育がないから、障がいを持っているからこっち、障がいを持っていない人はこっちと壁をつくって、みんなと一緒に教室に入っても、何で来たのという顔をされる、それが本当に自分の中で一番づらいし、誰にも相談できなかつた思いがあります。

今こうやって淡々と話せるけれども、その当時は誰にも言えなかつた。話もできなかつた。私は、死ぬまでずっと心の中にしまっておこうと思ったことが多くて、そういういじめを苦にして自殺したニュースを見るたびに、自分もそういうふうに考えたことがあったから、やはりそういう研修でも、勉強会でも、当事者を交えて一緒に勉強したら、小学校へ行っても、中学校へ行っても、高校へ行っても、大学へ行っても、そういうことはないのかなと思ったし、なぜいじめがなくなるのかなと考えたら、そういう障がいを持っている子どもたちと普通の子どもたちが分けられているから、どういう対処をしていいのかわからないから、いじめが始まるのだなと思います。

○浅香部会長 大変申し訳ありません。予定の時間を20分ほどオーバーしています。

今日は、主に、さっぽろ障がい者プランはこうありたいという行政側の説明だったのだけれども、皆さん方には、本当に熱心に2回目以降の議論になるのではないかという内容を第1回目からお話をさせていただいて、2回目以降の重点施策にしなければならない課題が今日の1回目で既に見通しがついたかなと本当にうれしく思っています。

最後に質問を設けたいと思いますけれども、時間の関係上、次の議題に移らせていただいて、議題4の報告事項4、国の基本計画・基本指針の見直しについて、資料の5-1、

資料5-2に基づいて、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（児玉企画調整担当課長） まず、資料5-1をご覧ください。

第5次障害者基本計画の概要でございます。

こちらは、国におきまして今年3月に策定された基本計画でございます。

位置づけといたしましては、政府が講じる障がい者施策の最も基本的な計画ということになっておりまして、こちらは市の障がい者プランにおける障がい者計画の部分について、本計画に沿って市の障がい者プランを策定することというふうになっております。

計画期間は、令和9年までの5年間となっております。

Ⅱの総論の主な内容でございますが、基本理念といたしましては、共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき、その能力を最大限発揮して自己実現できる、社会的障壁を除去するといった方向を定めたものでございます。

基本原則は、地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調でございます。

Ⅲの社会情勢の変化は、まさに今後のプランの重要課題になるところではないかと考えておりますが、1点目、2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承のレガシーは遺産という意味でございます。こちらは、オリンピック・パラリンピックのときに認知度が広がった心のバリアフリー、さらにハード面のバリアフリーというものを進めていくということでございます。

2点目、新型コロナウイルス感染症拡大とその対応ということで、先ほどございました個別避難計画といった災害対策、デジタル技術の導入もありますし、孤立・孤独対策もこの中に入ってくるのかなというふうに思います。

3点目、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現となかなか難しい言葉が並びますけれども、こちらについては、障害者差別解消法の周知や、先ほどありましたいじめ、虐待といったものをなくすような人権への配慮が目標として入ってくるのかなと考えています。

続いて、右側の4、各分野に共通する横断的視点ですが、こちらも国と国の間の条約の理念の尊重及び整合性の確保、ユニバーサル教育といったものになると思います。2点目、共生社会の実現、3点目、当事者本位、4点目、障がい特性等に配慮したきめ細かい支援、次に、障がいのある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組といったところが挙がっております。

Ⅲの各論の主な内容でございます。

1-1の分野がございまして、次ページ以降に詳細に記載されておりますので、これについての説明は省略させていただきたいと思っております。

続きまして、資料5-2をご覧ください。

こちらは、厚生労働省が作成しているものでございます。

こちらにつきましては、さっぽろ障がい者プランの障がい者福祉計画、障がい児福祉計画における成果目標やサービス量の見込みについて参考にするものでございます。

皆さんにお配りしたものでは（案）となっておりますが、既に確定しております。案が取れたものが最新のものでございます。

おめくりいただきまして、1ページ目でございます。

この基本指針は、繰り返しになりますが、市町村及び都道府県が障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針となっております。

こちらは、原則3年の期間となっております。

構成等がございますが、飛ばさせていただいて、おめくりいただいて、3ページ目の成果目標でございます。

こちらにつきましては、こちらに挙げられている目標をベースに、市の実情を踏まえまして、今後、新しい障がい者プランに盛り込む予定となっております。

簡潔でございますが、説明は以上でございます。

それでは、続きまして、議題5につきましても一括してご説明させていただきます。

議題5、さっぽろ障がい者プラン2024の策定方針についてでございます。

資料6-1、さっぽろ障がい者プラン2024の策定方針についてをご覧ください。

まず、1、さっぽろ障がい者プラン2024の構成でございますが、さっぽろ障がい者プランとは、障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画を一体のものとした札幌市の障がい福祉施策を推進する計画となっております。

現行のさっぽろ障がい者プラン2018につきましては、2024年3月にて6年間の計画期間が終了いたしますので、内容を全面的に見直しすることしております。

なお、現行プラン策定後、2018年に施行されました障害者文化芸術推進法と、2019年に施行されました読書バリアフリー法では、地方自治体が計画推進に努めるよう求めておりますことから、このたびの新しいプランにおいては、障がいのある方の文化芸術の推進、読書環境の整備の観点を取り入れて、これら二つの推進計画も含んだものにする予定でございます。

次に、2、さっぽろ障がい者プラン2024の策定方針でございますが、障がい者施策を取り巻く法制度など国の動向や、先ほどご説明させていただいた国の基本計画、基本指針、第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンなど札幌市の上位計画のほかに、議題2でご報告いたしました現行の障がい者プランの進捗状況、議題3でご報告いたしました障がい児者実態調査、その他現行のプラン策定後の新たな課題などを踏まえまして、現状と課題を整理しまして、次期プランにおいて新たに取り組むべき課題、重点的に取り組むべき課題など方向性を検討してまいりたいと考えております。

最後に、お手元の資料6-2、さっぽろ障がい者プラン2024の策定スケジュールをご覧ください。

今年度は、本日開催しております第1回計画検討部会を皮切りに、今後おおむね毎月開催させていただきますが、その部会での審議を経まして9月頃には計画の素案を作成したいと考えています。

なお、次回の部会では、プランの柱となります重要課題や施策体系、成果目標等についてご審議いただきたいと考えております。

計画の素案が完成いたしましたら、各附属機関への承認や報告を得まして、秋の庁内会議を踏まえ計画策定させまして、市議会の厚生委員会に報告させていただきます。

その後、パブリックコメントを実施いたしまして、令和6年3月の公表を予定しております。

策定スケジュールにつきましては、非常にタイトになっておりますが、議論の進捗状況によりましては、随時、見直しを行う部分もあると思いますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

説明は、以上でございます。

○浅香部会長 それでは、議題4と議題5を引き続いて事務局から説明していただきましたけれども、ご質問、ご意見等があればお伺いしたいと思います。

○原田委員 資料6-1の2番目のさっぽろ障がい者プラン2024の策定方針ですけれども、現行の分野の障がい等への理解促進のところに振り仮名がないので、振ってほしいです。

○事務局（児玉企画調整担当課長） 分かりました。大変失礼しました。今後注意します。

○浅香部会長 そのほかはいかがでしょうか。

○長田委員 読書バリアフリー法について確認したいのですが、これは視覚障がい者が対象というふうに捉えるのですか。

○事務局（児玉企画調整担当課長） 主に、視覚障がい者が対象になっています。点字図書を普及するといった内容が主になっています。

○長田委員 実は、視力はあるけれども、視覚として捉えていないという学習障がい、LD児者に関して、拡大文字、それから、行に注視して読めないというところをこの読書バリアフリー法の中に入れていただけなのかはどうですか。

○事務局（児玉企画調整担当課長） 法律の中では「視覚障害者等」になっていまして、その中には発達障がいも入りますので、学習障がいもその中に含まれるのかなというふうに考えます。

具体的には、アクセシブルなど書いていますけれども、先ほどお話がありました学習障がいの方も読みやすいようなというふうに読めると思っていますので、我々のプランの中では、そういったことに配慮したのもぜひ盛り込んでいきたいと思っています。

○長田委員 拡大文字や拡大読書器についてもお願いしたいと思います。

○浅香部会長 そのほか、いかがでしょうか。

○松本委員 資料5-2、「障害福祉サービス等及び云々障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改定後概要（案）というものと、今回のそのプランというものはどういう関係性なのか、理解できていないので、聞きたいなと思います。

なぜ聞きたいのかを先に言ってしまうと、いかに私がサービスの質にこだわっているか



という話になりますけれども、この資料の4ページ目の右、⑧番のところに、先ほどお聞きしました質をどう向上させていくのかという取組について書かれています。

例えば、都道府県・市町村では、いわゆるサービス事業所に対する指導監査の適切な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数というものが書かれています。これはすごく直球で聞きますと、今回のプランで質を担保するために、指導監査的な数値目標的を入れたり、割合や件数といったものを盛り込むことができるというふうに読み取れるのか、僕は、この資料とプランの関係性がうまく理解ができていなかったの、その辺りを少し説明していただけるとうれしいなと思って質問しました。

○事務局（児玉企画調整担当課長） 国が示している成果目標、活動指標は、基本的に盛り込む方向で考えています。

ただ、札幌市の実情を踏まえることが必要な、そのままの数値を使えるかどうかは今後の検討になっております。

先ほどの監査のところですけども、こういったところも、このまま採用するかはまだ検討中です。現在のプランの中でも、実は、サービスの質の向上のところ、指導監査結果の関係市町村との共有という目標がございまして、関係自治体との共有ということで、指定取消しなどの行政処分等になった場合は監査結果を関係自治体と共有する取組を行いますということ、一応、目標に挙げているところです。

○松本委員 理解が追いついていない点もありますが、そこは今後の協議の中で盛り込んでいくことも可能であるというふうに捉えていいのか、いや、実態にそぐわないから無理だということなのかを聞きたかったです。

○事務局（児玉企画調整担当課長） 今後の協議の対象になります。

ですから、我々が今後示していく目標の中でそれが不十分だということであれば、ぜひご意見いただければと思います。

○浅香部会長 それでは、最後に、一言も話していない石山委員、全体を通してでもいいから何かございせんか。

○石山委員 先ほど差別の問題が出ていたと思うのですが、一つ事例ですが、私どものすみれ会で、つい最近、手術が必要な患者さんが精神科以外の他科を受診して、診察していくに従って手術はできないと断られたということがありました。

精神を患っていると他科での差別の事例が何件かあったりして、今後の障がい者プランの中でもそういった差別の問題、障がい理解の問題は議論していただきたいと思います。

○浅香部会長 それでは、来月から月1回会議ということですが、大体、2時間の会議が相場だと思うのだけれども、このメンバーでいくとプラス30分ぐらい必要かなと思いますので、取りあえず120分にさせていただいて、現実的には150分までいいよという皆さん方のご理解の下、このさっぽろ障がい者プランを深めていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

本日予定をしておりました議題は全部終了いたしましたので、以上をもちまして、本日

の部会を終了させていただきます。

それでは、事務局にお返しいたします。

### 3. 閉 会

○事務局（児玉企画調整担当課長） 浅香部会長、円滑なご進行をいただき、誠にありがとうございます。

委員の皆様には、熱心にご議論いただきまして、本当にありがとうございます。

次回の第2回検討部会は、7月4日火曜日を予定しております。

時間は2時間を予定しておりますけれども、十分な時間を取って、本当にたくさんのご意見をいただければというふうに考えています。

追って、案内文を送付させていただきます。

それでは、以上をもちまして、令和5年度第1回札幌市障がい者施策推進審議会計画検討部会を終了させていただきます。

皆様、本日は本当にありがとうございました。

以 上